

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和2年1月27日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

#### 記

本件請求において、請求人は、請求人が教育庁総務部総務課文書担当に対し、東京都公文書情報公開システム（以下「情報公開システム」という。）を利用して公文書開示請求を行ったところ、電子交付を希望したにもかかわらず、およそ300枚の開示に係る決定通知書が送付されたことは、無駄な印刷費や発送費の支出（以下「本件支出」という。）を生じさせることとなり不当であるとして、開示する公文書だけではなく開示に係る決定通知書も電子交付を選択できるようにすること等を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該財務会計上の行為の是正措置等を請求できるものであり、この場合における不当又は違法とは、財務会計上の規範に照らして、客観的に当該行為に不適切又は規範に違反する点があることをいう。

本件請求の核心は、1件の公文書開示請求に対する開示に係る決定通知が①紙媒体であったこと、②枚数が約300枚に及んだことについて、電子交付で通知する場合に比べ無駄な印刷費や発送費が増えたとして通知方法の不当を問うことにある。

公文書開示請求に係る一連の事務手続は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）等の規定に基づき、対象公文書を主管する各課・学校等（以下「主務課」という。）単位で行われる。①については、開示に係る決定通知は条例第11条第1項に基づき書面により行うこととされており、これは情報公開システムによる請求においても同様である。また、②については、開示に係る決定の件数の多寡が主務課の数や決定区分（開示・非開示等）の数等に羈束されるため、当該決定の通知書の枚数もそれに準じることとなる。

本件請求では、条例等に照らして、開示に係る決定の通知方法が違法・不当であるとする客観的な事由の疎明がなく、さらに、本件支出そのものが財務会計上の法規・規範に違背する違法・不当なものであるとの格別の疎明もない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。